

# 「2050年の森」キャノピーウォーク整備工事 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

## 1 目的

「2050年の森」は、山口市の山口きらら博記念公園内に位置する森であり、2012年に開催された第63回全国植樹祭の開催を契機に整備され、現在、苗木から成木に成長した森では、地元の小中学生の森林体験活動や企業の植樹活動、園内の散策など多くの県民に親しまれている。

こうした中、県では、総合計画である「やまぐち未来維新プラン」（2022年12月策定）において、「山口きらら博記念公園を拠点とした県民の活力の創出・発信」を重点施策に掲げ、「山口きらら博記念公園みらいビジョン」（令和6年3月策定）に基づき、再整備を進めることとしている。

その取組の一つとして、「2050年の森」については、植樹祭から12年が経過し、時代の変化や、森そのものが変化した現状を踏まえつつ、そのポテンシャルを最大限に活かし、森林の魅力を実感しながら、安らぎや癒し、楽しさ、驚き、発見といった様々な充足感が得られるとともに、森林に親しむきっかけをもたらし、森林・林業への関心や理解が深まる空間を目指すこととし、「2050年の森」基本整備計画を策定した。

今後、基本整備計画に基づき、交流拠点、集客拠点としての機能強化を目指し、森林・林業体験学習館を核とし、キャノピーウォーク、遊歩道、植栽を連携させ、2050年の森全体の魅力向上を図ることとしている。

キャノピーウォークの設計・建設に当たっては、今後整備予定の森林・林業体験学習館をはじめ、遊歩道、植栽等を連携させる回遊導線等も考慮し、導線計画や法的な条件整理に知識、技術等、経験等が必要となることから、本整備工事においては、技術力や経験及び業務体制等を含めた総合的な能力を評価して受託者を特定するプロポーザル方式によることとし、その手続きについて必要な事項を定める。

## 2 工事概要

### (1) 工事名

「2050年の森」キャノピーウォーク整備工事

### (2) 工事場所

山口市阿知須字遠石 地内

### (3) 工事等内容

キャノピーウォーク整備工事 1式

ア 設計(以下、「設計業務」という。)

2050年の森の魅力向上させる設計 1式

イ 地質調査

工事に必要な地質調査 1式

ウ 施工(以下、「建設工事」という。)

キャノピーウォーク設置工 1式

### (4) 工期 契約日の翌日から令和9年2月末まで

(5) 本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下、「技術提案・交渉方式」という。）の設計・施工一括タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者との間で価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に、本工事の契約相手方として随意契約する。

(6) 本工事は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格が確認された者に対して技術提案書及び参考見積書(設計業務及び建設工事)の提出を依頼し、技術提案書の提出を行った者に技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者と価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

(7) 予算限度額

建設工事に先立って実施する設計業務と合わせて、本工事の規模は、480百万円(税込み)を上限とする。

(8) 本工事は、週休2日工事(現場閉所型)の指定工事である。

3 競争参加資格

この競争に参加できる者は、次の表に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者であること、又は、次の表に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)の代表構成員であること。また、特定JVにあつては、山口県特定建設工事共同企業体取扱要領を遵守し、競争参加資格の確認までに、森林企画課から本工事に係る特定JVとしての競争参加資格の認定を受けること。

競争参加資格の要件	
共通事項	<p>ア この公告の日から本工事の優先交渉権者選定通知までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は第2項に規定する者ではないこと。</p> <p>イ この公告の日から本工事の優先交渉権者選定通知までの間のいずれの日においても、山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者でないこと。</p> <p>ウ 経営事項審査を受審していること。なお、本工事の契約締結の日までに経営事項審査の有効期限が経過する場合は、遅滞なく経営事項審査を受審すること。</p>
建設業許可	土木一式工事に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
営業所等の所在地	この公告の日までに、主たる営業所を日本国内に有していること。
設計技術者	<p>次の条件を満たす者を、本設計業務に配置できること。</p> <p>また、特定JVにあつては、構成員に次の条件を満たす者を、本設計業務に配置できること。</p> <p>ア 競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係)があること。</p> <p>イ 建築士法第二条第2項に規定する一級建築士もしくは同条第3項に規定する二級建築士の資格を有していること。</p>
配置技術者	<p>次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を、本建設工事に配置できること。</p> <p>ア 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第26条第3項の規定に該当する場合は、当該技術者を専任で配置すること。なお、法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置は認めない。</p> <p>イ 競争参加希望者との間に、直接的かつ恒常的な雇用関係(競争参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係)があること。</p> <p>ウ 監理技術者にあつては、土木一式工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受講している者であること。</p>

(注1) 用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「建設業許可」とは、法第3条第1項に規定する許可をいう。

(2) 「事業所」とは、営業所(法第3条第1項の営業所以外の営業所を含む)及び工場をいう。

- (3) 「法第3条1項の営業所以外の営業所」とは、常時建設工事の請負契約を締結することなく、かつ、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与することのない営業活動又は取引活動の拠点をいう。
- (4) 「主たる営業所」とは、法第3条第1項に規定する営業所のうち、主たるものをいう。
- (5) 「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第2項に規定する建設工事及び法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人が発注する建設工事をいう。
- (6) 「主任技術者」とは、法第26条第1項に規定する者をいう。
- (7) 「監理技術者」とは、法第26条第2項に規定する者をいう。
- (8) 「特例監理技術者」とは、法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。
- (9) 「監理技術者補佐」とは、法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。
- (10) 「現場代理人」とは、公共工事の請負契約に基づき工事現場に設置した現場代理人をいう。
- (11) 「専門技術者」とは、法第26条の2に規定する工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。
- (12) 「担当技術者」とは、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人及び専門技術者以外の者で、現場の工程管理、品質管理その他の技術上の管理に従事した者をいう。
- (13) 「技術者」とは、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人又は担当技術者をいう。
- (14) 「直接的な雇用関係」とは、監理技術者制度運用マニュアル(令和7年1月28日国不建第147号)二一四に規定する関係をいう。
- (15) 「恒常的な雇用関係」とは、監理技術者制度運用マニュアル二一四に規定する関係をいう。
- (16) 「監理技術者講習」とは、法第26条第4項に規定する国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。
- (注2) 上表及び(注1)において指定がない場合、競争参加資格要件は、競争参加資格確認申請書の提出日時時点で審査する。

#### 4 契約条項を示す場所

山口県農林水産部森林企画課林業振興班

(所在地)〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁本館棟10階

(T e l) 083-933-3450

(F a x) 083-933-3479

(E-mail) [a17700@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:a17700@pref.yamaguchi.lg.jp)

#### 5 競争の手続きに係る事項

(1) 本工事の競争の参加に必要な関係資料の配布(縦覧)

ア 配布(縦覧)期間 : 別表1①に示す期間

イ 配布方法 : 山口県農林水産部森林企画課のホームページからダウンロードすること。

ウ 配布資料

- ① 手続き開始の公告
- ② 山口県土木工事共通仕様書
- ③ 山口県土木工事施工管理基準
- ④ 契約約款
- ⑤ 説明書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 全体配置計画図
- ⑧ 2050年の森基本整備計画

(2) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料

- ア 提出期限 : 別表 1 ⑥に示す期間
- イ 提出場所 : 上記 4 に同じ
- ウ 提出資料 : 第 1 号様式～第 5-2 号様式他 各 1 部(詳細は説明書参照のこと)
- エ 提出方法 : 書面により、持参又は郵便で提出すること。郵便により提出する場合は、「競争参加資格確認申請書在中」と朱書きした封筒に入れ、簡易書留等の配達記録の残るものにより提出すること。(いずれの場合も、期限までに必着のこと。)なお、既に提出した競争参加資格確認申請書等の訂正は、提出期限内に限り認める。その際は、訂正しようとする様式のみでなく、資料全体を提出すること。
- オ 費用負担 : 競争参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。

(3) 技術提案書及び参考見積書(設計業務及び建設工事)

競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格が確認された者は、次に従い技術提案書及び参考見積書(設計業務及び建設工事)を提出すること。

- ア 提出期限 : 別表 1 ⑭に示す期間
- イ 提出場所 : 上記 4 に同じ
- ウ 提出資料 : 第 7 号様式～第 8 号様式他 各 1 部(詳細は説明書参照のこと)
- エ 提出方法 : 書面により、持参又は郵便で提出すること。郵便により提出する場合は、「技術提案書及び参考見積書在中」と朱書きした封筒に入れ、簡易書留等の配達記録の残るものにより提出すること。(いずれの場合も、期限までに必着のこと。)なお、既に提出した技術提案資料の訂正は、提出期限内に限り認める。その際は、訂正しようとする様式のみでなく、資料全体を提出すること。
- オ 費用負担 : 競争参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。

(4) 本工事に関する質問

- ア 質問の方法及び受付期間  
別表 1 の②④⑩⑫に示す期間に限り、質問書を発注者へメール送信(質問書のデータファイルをメール添付し、電話等による受信確認を行うこと。)、持参、FAX送信又は郵便(簡易書留等配達記録が残る方法によること。期限までに必着。)により提出することができる。  
ただし、軽微な内容の質問等については、この限りではない。
- イ 回答の方法  
別表 1 の③⑤⑪⑬に示す期間の初日の午後 1 時頃までに、山口県農林水産部森林企画課のホームページに掲載する。
- ウ 掲載の終了  
技術提案書・設計業務及び建設工事の参考見積書の提出受付期限の日に掲載を終了する。

(5) 技術提案に対するヒアリング

- ア 実施期間 : 別表 1 ⑮に示す期間
- イ 実施場所 : 山口県山口市滝町 1 番 1 号 山口県庁
- ウ その他 : ヒアリングの日時、場所、方式(web 方式など)、出席者等の詳細は技術提案書を提出した者に対し別途通知する。

別表1 本手続きに係る期間等

番号	手続きの種類	日時、期間又は提出期限	備考
①	説明書等の縦覧及び配布期間	令和7年5月01日から 令和7年6月20日まで	山口県農林水産部森林企画課のホームページからダウンロードすること。
②	質問(1回目)の受付期間	令和7年5月02日から 令和7年5月09日の16:30まで	質問する場合は、3に掲げる場所へ質問書を持参又はFAXにより提出すること。 なお、質問書の様式は、山口県農林水産部森林企画課のホームページに掲載(説明書に添付)するので、ダウンロードすること。 また、回答は山口県農林水産部森林企画課のホームページに掲載するので、ダウンロードすること。
③	質問(1回目)に対する回答の掲示期間	令和7年5月12日の9:00から 令和7年6月20日まで	
④	質問(2回目)の受付期間	令和7年5月12日の9:00から 令和7年5月14日の16:30まで	
⑤	質問(2回目)に対する回答の掲示期間	令和7年5月15日の9:00から 令和7年6月20日まで	
⑥	競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出受付期限	令和7年5月20日の16:30まで	
⑦	競争参加資格審査結果の通知日時及び通知方法	令和7年5月30日まで	左に掲げる期日までに、「競争参加資格適合・非適合通知書」を送付する。
⑧	非適合理由の説明請求期限	通知があった日の翌日から起算して5日以内	非適合理由に不服がある場合は、「非適合理由説明申請書」を3に掲げる場所へ持参により提出すること。
⑨	技術提案書、設計業務及び建設工事の参考見積書の提出依頼	令和7年5月30日	
⑩	質問(3回目)の受付期間	令和7年6月02日から 令和7年6月05日の16:30まで	質問する場合は、3に掲げる場所へ質問書を持参又はFAXにより提出すること。 なお、質問書の様式は、山口県入札情報サービスに掲載(説明書に添付)するので、該当のページからダウンロードすること。 また、回答は山口県入札情報サービスに掲載するので、該当のページからダウンロードすること。
⑪	質問(3回目)に対する回答の掲示期間	令和7年6月06日の9:00から 令和7年6月20日まで	
⑫	質問(4回目)の受付期間	令和7年6月06日の9:00から 令和7年6月10日の16:30まで	
⑬	質問(4回目)に対する回答の掲示期間	令和7年6月11日の9:00から 令和7年6月20日まで	
⑭	技術提案書・設計業務及び建設工事の参考見積書の提出受付期限	令和7年6月20日の16:30まで	説明書を参照すること。
⑮	技術提案書に対してのヒアリング	令和7年7月01日 予備日：令和7年7月02日	説明書を参照すること。
⑯	優先交渉権者の選定と通知技術提案の評価の通知	令和7年7月08日まで	左に掲げる期日までに、「技術提案の採否並びに評価通知書」を送付する。
⑰	非選定理由の説明請求期限	通知があった日の翌日から起算して5日以内	非選定理由に不服がある場合は、「非選定理由説明申請書」を3に掲げる場所へ持参により提出すること。
⑱	技術提案の評価理由の説明請求期限	通知があった日の翌日から起算して5日以内	説明を求める場合は、「技術提案の採否並びに評価の通知に関する問い合わせ」を3に掲げる場所へ持参又はFAXにより提出すること。

## 6 技術提案に係る事項

## (1) 背景

山口県では、「山口きらら博記念公園みらいビジョン」(令和6年3月策定)に基づき、子どもから大人まで、多様な人々が遊びながら学ぶことができる空間を整備することとしている。

「山口きらら博記念公園みらいビジョン」は、山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室のホームページに掲載しているので、参照のこと。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/256/>)

## (2) 求める技術提案

本工事の内容は、2050年の森において、季節を感じ自然を体感できるキャノピーウォーク（森の中の空中歩道）の整備である。

2050年の森では、来園者が森林全体の魅力を体感できるよう、新たな森の表情が見える導線、自然や生き物に触れ合える導線、自然の中で遊びながら学べる導線等を既設園路や新たに建設する森林・林業体験学習館等と有機的に組み合わせ、森林全体を回遊できる遊歩道ネットワークを形成することとしている。

既存園路は、緑陰や自然とのふれあい等の森の魅力が感じにくいため、より森を身近に感じられ、歩きたくなるとともに、森林に親しむきっかけをもたらし、森林・林業への関心や理解が深まる新たな視点での「手段」としての遊歩道としてキャノピーウォークを整備するものであり、子どもや大人、高齢者、障害者等多様な利用者の特性に応じた空中歩道の種類や規模、デザインの設計、再整備される2050年の森の空間全体を踏まえたキャノピーウォークの配置、怪我や事故等を防止する安全対策の実施等が必要である。

このためには、キャノピーウォークが森林・林業の理解促進に与える心効果やキャノピーウォークの機能・構造等に精通していることが重要であり、設計時から、施工者独自の高度で専門的な知識やノウハウが必要であることから、設計・施工一括タイプを適用し、本工事についての技術提案を求める。

関係資料に基づき、施工場所の地形条件、周辺環境等を踏まえた技術提案書（詳細は説明書参照のこと）を提出すること。また、提案する内容は、理論的であるとともに類似事例などから、妥当性を有する手法に基づいた現時点で考えられる内容とすること。

## (3) 技術提案にあたっての与条件

### ○本業務全体に係る事項

- ・2050年の森の周辺自然環境や景観を考慮した森の中の遊歩道を提案すること

### ○子どもから大人まで多様な利用者の特性を踏まえたキャノピーウォーク設置工

- ・国内でも他にない特色を有するなど、多様なキャノピーウォークの設置を提案すること
- ・建築基準法、同施行令、同施行規則、都市計画法、同施行令、同施行規則、山口県福祉のまちづくり条例など関係法令及び基準が遵守されていること
- ・遊具の安全に関する基準(JPFA-S:2014)((社)日本公園施設業協会)又は同等の基準を満たすこと

### ○キャノピーウォーク設置工

- ・総延長は690m程度とし、通常のキャノピーウォーク部分が440m程度、子ども向けのキャノピーウォーク部分（「低床20cm程度」と「歩きながら森林への親しみや関心が高まる木製遊具等」の組み合わせ）が250m程度とすること
- ・キャノピーウォークの設置は、全体配置計画図で示すルートを概ねの全体ルートとして、本整備工事について提案すること
- ・子ども向けのキャノピーウォーク部分については、低床部分と木製遊具等の距離は、1：1程度とすること
- ・キャノピーウォークが既設園路をまたぐ場合は、桁下の高さは2m以上を確保すること。ただし、全体配置計画図で示す中央既設園路（図の黄色部分）をまたぐ場合は、桁下の高さは4.5m以上を確保するとともに、既設園路内に橋脚を建設しないこと

### ○森林・林業体験学習館等に関する事項

- ・本工事とは別に、本工事で設置するキャノピーウォークと森林・林業体験学習館を一体的に接続するキャノピーウォークの整備を検討しているところである。

## (4) 技術提案の履行について

受注者の責めにより、競争に係る技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当

することから、違約金及び指名停止等の措置を講じることがある。

ただし、技術提案の設計において、発注者と協議の上、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、又は、施工条件の変更、災害により受注者の責めに寄らない理由による技術提案の不履行については、この限りではない。

## 7 随意契約の相手方の決定に関する事項

### (1) 技術提案の評価に関する基準

提出された技術提案については、以下に着目して審査し、以下の通りの配点とする。評価については、原則として現地条件等を踏まえ、評価基準に示す内容により評価する。評価項目、評価基準、配点の詳細は別紙1のとおりとする。

配点合計	: 100点
ア 2050年の森の新たな魅力に出会える森の中の空中歩道の提案	: 20点
イ 誰もが利用しやすい森の中の空中歩道の提案	: 15点
ウ 安心・安全な森の中の空中歩道の提案	: 15点
エ 維持管理費の低減に資する提案	: 15点
オ 独自の提案	: 10点
カ 経験および能力	: 25点

### (2) 技術提案書に対するヒアリング

提出された技術提案書の内容について質疑応答を行う。なお、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

### (3) 優先交渉権者の選定

上記7(1)(2)による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記ア～キの順で優先交渉権者を選定する。

- ア 技術提案アの得点が高い者
- イ 技術提案イの得点が高い者
- ウ 技術提案ウの得点が高い者
- エ 技術提案エの得点が高い者
- オ 技術提案オの得点が高い者
- カ 技術提案カの得点が高い者
- キ 参考見積書(設計業務費及び建設工事費)の合計額が安価な者

### (4) 優先交渉権者の通知

優先交渉権者として選定した者には、書面により別表1⑩に示す日までに優先交渉権者選定の通知をする。また、技術評価点が次順位以降の者に対しては、交渉権者選定の通知、それ以外(欠格要件等)の者には、非選定とした旨及びその理由を書面により通知する。

### (5) 価格等の交渉

優先交渉権者から設計業務及び建設工事についての見積を徴収し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、技術提案に関する技術評価点が次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思の有無を確認したうえで、意思がある場合に交渉を行う。

見積の提出期限、提出先及び方法等については、優先交渉権者のみに通知する。また、優先交渉権者として選定された者は、技術提案(付帯条件がある場合は、付帯条件を満たした提案)に基づく内容により、見積を行うことを条件とし、これに違反した場合は価格等の交渉を行わない。

### (6) 随意契約の相手方の決定

上記7(5)価格等の交渉の結果、交渉が成立した優先交渉権者に特定の通知(以下、「特定通

知」という。)を行うとともに、次順位以降の交渉権者に対し、その理由を付して非特定の通知を行う。

また、特定をした相手方を随意契約の相手方とする。

## 8 契約の方法等

### (1) 契約書作成の要否

作成を要する。

(使用する契約約款：別途示す契約約款による)

電子契約選択の可否 → 電子契約選択不可

### (2) 契約保証金

請負代金の額(設計業務費及び建設工事費の合計額)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債(利付国債であり無券面化していないものに限る。)の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、工事履行保証契約(定額填補型に限る。)又は県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

### (3) 契約不適合責任期間

使用する契約約款の定めるところによる。

### (4) 支払条件等

#### ア 債務負担行為の年度別支払割合

本工事における各会計年度の出来高予定額及び支払限度額は、契約金額に次表に掲げる割合を乗じた金額とする。ただし、工程表の内容により割合を調整する場合がある。

なお、下記イ～エに掲げる「請負代金の額」については「各年度における出来高予定額」のことを指すものとする。

支払年度	出来高予定割合	支払予定割合
7	45.5%	45.5%
8	54.5%	54.5%

#### イ 前払金

請負代金の額が150万円以上の工事について、請負代金の額の4割を超えない金額(10万円未満の端数切捨て)を支払う。

#### ウ 部分払

請求できる回数は、下表のとおりとする。ただし、中間前払金を選択している場合は、予算の繰越等の特別な理由がある場合以外は、部分払金を請求できない。

請負代金の額	支払回数
1,000万円以下	1回以内
1,000万円を超え3,000万円以下	2回以内
3,000万円を超え1億円以下	4回以内
1億円を超えるもの	5回以内

#### エ 中間前払金

請負代金の額が1,000万円以上の工事について、以下の要件を満たしているかについて発注者の認定を受けた場合に、請負代金の額の2割を超えない金額(10万円未満の端数切捨て)を支払う。

- 1) 工期の2分の1を経過していること。
- 2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当すること。

(5) 建設リサイクル法の適用

本建設工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(6) 中間検査の実施

本工事の中間検査については、次表により実施する。

回数	工種及び実施段階	検査実施日
2回	主要工種の施工が30%程度進捗した時点	監督職員との協議による
	主要工種の施工が60%程度進捗した時点	

9 その他

(1) 技術提案書の無効

競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格が確認されなかった者が提出した技術提案書、競争参加資格が確認された者であっても、競争参加資格確認申請書又は技術提案書に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

(2) 優先交渉権者に係る技術提案

提出を行う技術提案の作成にあたっては、本工事の競争に参加しようとする他の技術提案提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等を行ってはならない。これに違反した場合は、当該案件に係る優先交渉権者としての選定はしない。

(3) 競争参加者が、契約締結までの間に政令第167条の4第1項又は第2項に規定する者となった場合又は、山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

(4) 提出する書類の作成方法の詳細等は説明書による。

別紙 1 技術提案評価項目及び評価基準並びに配点

評価項目		評価基準	配点	
ア	2050年の森の新たな魅力に出会える森の中の空中歩道の提案	森の魅力や美しさ等といった環境と調和がとれているとともに、森林の理解が促進される空中歩道が提案されている。	10	20
		楽しさや驚き、発見といった様々な充足感が得られ、何度でも2050年の森を訪れたい空間が提案されている。	5	
		学習館及び遊歩道への接続、アプローチを考慮し、回遊性が高まる提案がされている。	5	
イ	誰もが利用しやすい森の中の空中歩道の提案	多様な特性のある利用者が誰でも自然や生き物に触れ合うことができる空中歩道が提案されている。	5	15
		障害のある方にも利用しやすい施設の構造や配置が提案されている。	5	
		豊かな自然や景観の中で、幅広い年齢層の子どもが楽しめ、使いやすい工夫がされている。	5	
ウ	安心・安全な森の中の空中歩道の提案	多様な特性のある利用者が安心して安全に歩き、楽しむことができる空中歩道が提案されている。	5	15
		空中歩道の構造や周辺の空間において、安全への配慮・工夫がされている。	10	
エ	維持管理費の低減に資する提案	耐久性に加え、修理や部材交換等のメンテナンス性に優れた提案がされている。	10	15
		施設の設計から、建設・運用・維持・管理、廃棄・解体に至るまで、ライフサイクルコストの縮減に係る提案がされている。	5	
オ	独自の提案	上記評価基準以外の提案がされており、特に評価できる場合に加点する。	10	10
カ	経験および能力	業務実施にあたっての成果の確実性に係る提案がされている。	15	25
		業務実施にあたっての工程計画等に係る提案がされている。	10	
配点合計			100	